

令和8年度秋田支部事業計画（案）

【協会けんぽの理念】

○基本使命

協会は保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図る。

○キーコンセプト

- ・加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

【秋田支部の役割】

協会けんぽの理念に基づき、地域の実情を踏まえた取組みを推進し、加入者ひいては県民の健康増進に寄与する。

目 次

事業内容	頁
1. 基盤的保険者機能の盤石化	
I . 健全な財政運営	4
II . 業務改革の実践と業務品質の向上	4
①業務処理体制の強化と意識改革の徹底	4
②サービス水準の向上	4
③現金給付等の適正化の推進	5
④レセプト内容点検の精度向上	5
⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	5
III . DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	6
①マイナ保険証による保険診療の周知徹底	6
②電子申請等の推進	6
③けんぽアプリの利用促進	6
2. 戰略的保険者機能の一層の發揮	
I . データ分析に基づく事業実施	7
①医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上	7
②外部有識者を活用した調査研究成果の活用	7
II . 健康づくり	7
①保健事業の一層の推進	7
②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	8
③特定保健指導実施率及び質の向上	9
④重症化予防対策の推進	10
⑤コラボヘルスの推進	11

目次

頁

事業内容	頁
2. 戰略的保険者機能の一層の発揮	
III. 医療費適正化	12
①医療資源の適正使用	12
②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信	13
③インセンティブ制度の事業への活用	13
IV. 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	14
①支部広報計画に基づく広報活動の推進	14
②「顔の見える地域ネットワーク」による理解促進	14
③健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化	14
V. 国際化対応	14
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	
I. 人事・組織	15
①人事制度の適正な運用	15
②更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成	15
③2030年代前半を展望した主要課題（ビジョン）の整理	15
④働き方改革の推進	15
⑤風通しのよい組織づくり	15
⑥支部業績評価を通じた支部の取組の向上	15
II. 内部統制等	16
①内部統制の強化	16
②個人情報の保護の徹底	16
③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底	16
④災害等の対応	16
⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等	16
III. システム対応	16
KPI一覧表	17

分野	実施内容等
1.基盤的保険者機能の盤石化	<p>I) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営 ・協会決算や今後の見通しに関する情報発信 ・医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえた意見発信 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約280万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者4,000万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p> <p>II) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な支部内配置換えやジョブローテーションにより多能化と生産性の向上を図り、縦割りではなくチームでの業務処理体制を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請に対応した業務処理体制を構築する。 ・業務マニュアルや手順書に基づく業務処理を徹底することにより過剰処理を見直し、業務の標準化・効率化・簡素化に対する職員の意識改革を促進する。 ・申請書の正しい記入方法を周知し、自動審査率を向上させることで、業務処理の効率化を図る。 ・自動審査の結果、職員の確認が必要になった要因を分析し、その解消を図る <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての申請について迅速な業務処理を徹底する。サービススタンダードは平均所要日数を7日未満とする。 ・加入者・事業主の利便性の向上の観点から電子申請を促進し、各種広報により申請方法を分かりやすく周知する。 ・受電体制の強化や接遇研修により相談業務の標準化や品質向上を推進する。 ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の内容分析、CS向上委員会の定期開催により加入者サービスの向上に取り組む。 <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を前年度以下とする。

分野	実施内容等
1.基盤的保険者機能の盤石化	<p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアルに基づき、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。 ・保険給付適正化 P Tを毎月開催するとともに、不正の疑いが生じた申請は必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど厳正に対応する。 ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し文書照会を強化する。 ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、施術の必要性について確認するなど審査を強化する。 ・電話、文書勧奨、広報により被扶養者資格の再確認を徹底する。 ・日本年金機構と勉強会を開催し、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。 <p>④ レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、毎月自動点検マスタを精緻に更新し、システムを最大限に活用した効果的かつ効率的な点検を実施する。 ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を点検員間で共有するとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。 ・社会保険診療報酬支払基金に対して再審査請求理由を明確に提示し、協議の場で協会の知見をフィードバックする。 ・社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。 ・外部講師による研修や他支部査定事例を活用した勉強会の実施により、点検員のスキル向上を図る。 ・資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用した効果的かつ効率的な点検を実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、発生した債権については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収の取組を着実に実施する。 ・保険者間調整を積極的に活用するとともに、未納者に対しては、弁護士と連携した催告及び法的手続きを実施する。 ・オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携した周知広報を実施する。 <p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p>

分野	実施内容等
1.基盤的保険者機能の盤石化	<p>Ⅲ) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>① マイナ保険証による保険診療の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を踏まえて、ターゲティングをしながらメリットなどを周知することで利用の促進を図る。 ・電子処方箋について、重複投薬の防止などに繋がることから、様々な広報媒体を活用し周知する。 ・マイナンバー未登録の加入者に対するマイナンバー登録勧奨を実施し、未収録者の登録を進める。 ・協会保有の情報と住民基本台帳上の情報が一致しない加入者に対する本人照会を実施し、正確なマイナンバーの収録を行う。 <p>② 電子申請等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。 ・健康保険委員及び社会保険労務士会については、より一層の働きかけを強化する。 <p>③ けんぽアプリの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けんぽアプリについて、加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行い、利用を促進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療DXの基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者4,000万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。</p>

分野	実施内容等
2.戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者の健康度の向上 ○ 受診環境等整備による利便性の向上 ○ 医療費等の適正化 <p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ分析に基づく事業及び情報発信と、医療費・健診データ等を活用した地域差等の分析を行う。 ・時系列分析や他支部と比較した秋田支部の特徴・傾向分析により秋田県およびエリア別の課題を抽出する。 ・それらの課題を県、市町村、経済団体など関係団体と共有することで、健康増進に向けた一体的な取組を効果的に推進する。 ・統計分析研修により職員の分析能力の向上を図る。また、支部内研修等でスキルを共有し、レベルアップを図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田支部の健康課題である高血圧等について、エビデンスに基づいた事業の実施につなげるため、秋田大学等の有識者の協力を得ながらデータ分析を行い、その結果を踏まえた事業の企画に取り組む。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>II) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の進捗管理と効果的な取組、第4期特定健康診査等の実施によるデータ分析に基づく地域の特性に応じた事業活動を展開する。 <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診環境の整備と特定保健指導拡大のため、医療機関での健診当日保健指導の推進と保健指導者的人材確保に努める。

分野	実施内容等
2.戦略的保険者機能の一層の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標 特定健診受診者（被保険者）における収縮期平均血圧が130mmHg以上の者の割合（年齢調整後）を令和4年度（男性48.6% 女性33.3%）を基準とし、毎年0.2ポイントずつ下げ、男性47.4% 女性32.1%を目標とする。 ■ 令和8年度の目標 特定健診受診者（被保険者）における収縮期平均血圧が130mmHg以上の者の割合（年齢調整後） 男性48.0% 女性32.7% <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村、労働局、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、その他関係団体への協力要請と特定健診受診率等の向上に結び付く事業を実施する。 <p>i) 生活習慣病予防健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>健診機関の経営層に対し、健診の受け入れ枠拡大及び人間ドック健診参入に向けた働きかけを促進する。</u> ・健診環境の改善と円滑な受診のため、商工会議所など各種団体と共同で新たな集合化の実現を図る。 ・被保険者と被扶養者が同日に受けられるファミリー健診の一層の推進を図る。 ・利便性の良い集合健診会場の確保に努めるとともに、受診勧奨文書の送付や各種広報により利用促進を図る。 ・検診車の魅力を伝えるプロモーション動画を用いて、Web広告やデジタルサイネージを利用した広報を展開する。 ・<u>2027（令和9）年度に実施する被扶養者を対象にした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診の円滑な実施ができるよう準備を進める。</u> <p>ii) 事業者健診データ取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、労働局、県医師会、社会保険労務士会、経済団体等の協力を得て、効率よくデータを取得する。 ・健診機関、事業所ごとに詳細な進捗管理を徹底し、事業主の理解を得て健診結果データの取得率向上を図る。 ・外部委託業者を活用し、データの取得促進を図る。 ・電子カルテ情報共有サービスを活用した健診結果データの取得のための準備をする。 <p>iii) 被扶養者の特定健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市町村で実施する集合健診において、がん検診との同時実施やオプショナル検査を含んだ協会主催の集合健診を利便性の良い会場で実施する。</u> ・都市医師会や市町村の協力のもと、健診未受診者に対しての受診勧奨を実施する。 ・当年度40歳になる被扶養者に、特定健診の受診勧奨と合わせ乳がん検診の案内を実施する。

分野	実施内容等
2.戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：143,050人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 60.1 %（実施見込者数：85,973人） ・事業者健診データ 取得率 21.2%（取得見込者数：30,327人） ■ 被扶養者（実施対象者数：32,491人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率33.1%（実施見込者数：10,755人） ■ KPI：1) 生活習慣病予防健診実施率を60.1%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を21.2%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を33.1%以上とする <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 特定保健指導実施率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内を徹底する。 ・実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、実効性のある利用勧奨を実施する。 ・健診当日の初回面談を積極的に推進する。 ・特定保健指導の成果の見える化と、ICTを組み合わせた特定保健指導を推進するための環境を整備する。 ・業界団体等と連携を進め、対象者に特定保健指導の重要性を認識していただくための勧奨活動を実施する。 ii) 特定保健指導の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、スキル習得のための研修を、自営に加え保健指導委託機関の保健師・管理栄養士も対象に実施する。 ・チームカンファレンスによる情報交換や研修会を実施し、特定保健指導の継続率の向上を図る。 ・健診データ等の分析結果から健康課題の特性を見極め、関係団体と連携して保健指導を推進する。

分野	実施内容等
2.戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：22,330人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率38.5%（実施見込者数：8,597人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：954人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率20.9%（実施見込者数：199人） ■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を38.5%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を20.9%以上とする <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>健康づくりサイクルにおいて、未治療者の早期受診を最重点課題と捉え取り組みを強化する。</u> ・<u>事業主や経済団体に対し、トップセールスにより、要精密検査・要治療者の早期の医療機関受診の重要性を説明し、受診に対する理解の醸成や受診しやすい職場環境作りの働きかけを実施する。</u> ・受診しやすい職場環境作りに取り組んでいる事業所の好事例や、治療を放棄するリスクの事例、データなどを織り交ぜて、効果的な働きかけを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果（血圧、血糖、脂質、胸部エックス線検査）で要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関を受診していない者に対する受診勧奨を実施する。 ・保健師の事業所訪問時に積極的に受診勧奨を行う。 ・未治療者への受診勧奨を、民間事業者も積極的に活用して確実に実施する。 ・健診当日、血圧が基準値を超える受診者に対し、健診実施機関から高血圧に関するリーフレットを配付し受診勧奨を実施する。 ・従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業について、県で作成するプログラムと大館市立病院等で実施している事業を医師会の協力のもと効果的に実施する。 ・鹿角市との共同事業をデータ共有、分析から次のステップに引き上げて実施する。 <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする (※) 胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

分野	実施内容等
2.戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 健康経営宣言基本モデルの標準化 <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）の標準化を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 ・基本モデルに沿っていない宣言事業所に対しては、基本モデルへの移行を勧奨し、2026（令和8）年度末までに移行を完了する。 ii) 宣言事業所の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・県や商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、その他関係団体と連携して、事業所規模別や業態別など戦略的に「健康経営宣言」を勧奨し、健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図る。 iii) 宣言事業所へのフォロー <ul style="list-style-type: none"> ・自治体、経済団体等と連携して、経営層への健康経営セミナー等を開催する。 ・健康づくりに関する資材の送付や健康づくりDVD、フードモデル、血圧計、歩数計の貸出を行う。 ・取組の振り返りシートやアンケートにより、事業所毎の課題やニーズを把握し、取組支援に繋げる。 ・好事例の取組を宣言事業所へ横展開し、健康経営を通じた健康づくりを推進する。 iv) 血圧リスク対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・中学生以下の子を持つ加入者へターゲットを絞り、塩分摂取量を減らす食事習慣改善等の情報提供を実施する。 ・Web広告やSNS、動画配信サービスを用いた減塩啓発を実施する。 ・カリウム摂取に関する広報を継続実施する。 ・高血圧が引き起こす体への影響に関するリーフレットを配布し、事業所を通した啓発を実施する。 v) 運動習慣と良質な睡眠の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・適度な運動が睡眠の質の向上に繋がるよう、屋内で気軽にできる運動と睡眠に関する動画を配信し、運動習慣の定着と睡眠の改善を図る。 vi) 受動喫煙防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県及び県医師会と共同で、受動喫煙防止宣言施設登録制度や受動喫煙防止フォーラム等に参画する。 ・自治体、経済団体等と連携して受動喫煙防止のポピュレーションアプローチを実施する。 ・禁煙意識調査の分析結果を県や関係団体等と共有して、秋田県全体で受動喫煙防止に対する取組を推進する。 vii) 健康教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学齢期を対象とした健康教育を、生活習慣病等の健康に関する冊子等を活用して実施する。 ・自治体や秋田県PTA連合会と連携し、学齢期、子育て世代を対象とした健康づくりに関する啓発を実施する。 ・各種広報媒体による親子への健康づくりに関する啓発を実施し、ヘルスリテラシーの向上を図る。 ・学齢期以降の学生にもアプローチし、健康づくりの提案をしてもらう等、幅広い世代での事業展開を検討する。

分野	実施内容等
2.戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>viii) メンタルヘルス予防対策の推進 •産業保健総合支援センター等と連携した出前講座や広報を実施する。 •秋田大学と共同で、トラックドライバーのメンタルヘルスに関する調査を実施し、調査研究・分析の結果を情報発信する。</p> <p>ix) 女性の健康づくりの推進 •商工会議所や関係団体の女性部と連携し、女性の健康づくりの取組を支援する。</p> <p>x) 関係団体との連携強化 •秋田運輸支局やトラック協会、バス協会、ハイヤー協会と連携し、運輸業加入者の健康づくりに取り組む。 •運輸業以外の業態とも連携した事業が実施できるよう業界団体へ働きかけを行う。 •自治体や関係団体主催の各種行事やイベント等にブース出展し、幅広い層に健康づくりの啓発を行う。 •未締結自治体との新規連携協定を推進する。また、既存の協定締結自治体と連携した取組について、各自治体の健康増進計画等を踏まえ推進する。 •事業所での出前健康相談や歯科健診を行う。 •がん検診と特定健診の同時実施を継続する。</p> <p>【重要度：高】 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：健康宣言事業所数を1,780事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数 <h3>III) 医療費適正化</h3> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進 •厚生局、県医師会及び県薬剤師会と連携して、地域の実情に応じた使用促進に取り組む。 •加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただくための広報等を実施する。 •「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して医療機関等に働きかけを行う。 •医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針である地域フォーミュラについて、地域の実情に応じてデータを活用した関係者への働きかけに取り組む。</p> <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 •地域や医療機関別など複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、医療機関や関係団体への働きかけを行う。</p>

分野	実施内容等
2.戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LINE、Web広告による医療費適正化の広報を実施する。 ・ポリファーマシーの実態等を把握し、医療関係者への情報提供や加入者への周知・啓発を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針2025で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラを普及することが明記されたことから、フォーミュラの取組を進めることは重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。</p> <p>さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする (※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする <p>②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議において、医療費・健診データの分析結果を活用し、エビデンスに基づく地域のためになる意見発信を行う。 ・<u>新たな地域医療構想の策定に関する議論の場において、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等検討事項に関して、データを活用し、効率的・効果的な医療提供体制に寄与する意見発信を行う。</u> ・保険者協議会や医薬品等安全安心使用促進協議会の場や、関係団体への訪問の機会に、バイオシミラーの使用促進や地域フォーミュラ策定について、分析データ等を用いて働きかけを行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の事業への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>結果順位だけではなく、どのくらいの金額が減算され、保険料率の引き下げにつながるかを分かりやすく周知広報し、加入者及び事業主の行動変容につなげる。</u>

分野	実施内容等
2.戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <p>① 支部広報計画に基づく広報活動の推進 ・「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」、「健康保険制度の意義や協会の役割等」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」の積極的な広報を実施する。 •SNS（LINE、X）、メールマガジンを積極的に活用し、タイムリーな情報提供に努める。 •オリジナルキャラクターを用いたバ��ピング広告を実施する。 •<u>健康づくりサイクル、禁煙、減塩、運動、睡眠に関する動画やポスター等を活用した広報を実施する。</u> •LINEやメールマガジン、ホームページに健康コラムや健康レシピを掲載し、健康づくりを身近に感じてもらう。 •メールマガジンの魅力度向上のため、より興味を引くようなコンテンツを発信する。</p> <p>② 「顔の見える地域ネットワーク」による理解促進 •県の健康福祉部等に対し、秋田支部の現状・課題について最新の医療費等データを用いて説明し、課題等の共有を図る。 •地元メディアへ積極的な発信を行う。 •<u>秋田県SDGsパートナーとして、協会けんぽの社会的役割の理解促進に取り組む。</u></p> <p>③ 健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化 •文書勧奨等により健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。 •健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等により情報提供を行う。 •電子申請の利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。</p> <p>■ KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を58.4%以上とする 2) SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p> <p>V) 国際化対応 •増加する外国人労働者に対応するため、ホームページや各種申請書記入の手引きにおいて、多言語化などの国際化に対応していることを周知する。 •電話や窓口による相談においては、コールセンターを活用して多言語化対応を行う。 •<u>業界団体や経済団体等と情報共有など連携を密にし、秋田県における外国人労働者の雇用状況等を注視して課題を見出す。</u></p>

分野	実施内容等
3.組織・運営体制 関係	<p>I) 人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで、実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 <p>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務経験を通じて職員の成長を促し、また、各種研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。 ・ジョブローテーションを通じて、広い視野で物事を捉えられる職員の育成を図る。 ・本部の統計分析研修の積極的受講により、課題解決に向けたデータ分析手法を習得した人材を育成する。 <p>③ <u>2030年代前半を展望した主要課題（ビジョン）の整理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジョンの4つのキーワード（プラットフォーマー、パーソナライズ、クリエイティブ、リレーションズ）と新たな挑戦に関して、何をしたいか、何をやってみたいか、といった議論を全職員で行う。 ・議論を踏まえ、10年先を見据えた支部の長期戦略ビジョンの策定を進める。 ・議論を通じて、若手職員の意識啓発と政策立案能力の向上を図る。 <p>④ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした働き方改革を推進する。 <p>⑤ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 ・ルーティンにとらわれない適時の情報・問題の共有化を行う。 <p>⑥ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部業績評価について、他支部との比較を通じて自支部の強み・弱みを分析し、支部の業績が向上するよう取組の底上げを図る。

分野	実施内容等
3.組織・運営体制 関係	<p>II) 内部統制等</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクアセスメントシートを作成し、リスクの洗い出しとリスク評価を行い、その重要度に応じてリスクの防止策を立案・実施し、検証を行う。 ・協会の内部統制やリスク管理の重要性について、職員が十分理解した上で常に高い意識を持って業務遂行ができるよう研修を行うとともに、意識啓発を図る。 ・的確な業務遂行のため支部が自ら実施する点検について、実効性のある点検を行う。 <p>② 個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・全職員が情報セキュリティにかかる遵守事項に対する理解を深め、正しい知識を習得するよう指導を行う。 ・支部リスク管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。 <p>③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・支部リスク管理委員会を開催し、コンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。 <p>④ 災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故や災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 <p>⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ・調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、調達審査委員会において調達内容、費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p> <p>III) システム対応</p> <p>① 業務効率化を目指したシステムの更なる活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業務システムについて、業務効率化の効果が最大限得られるよう、現場目線での気づきや問題意識を大切にしていく。

KPI一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI	設定に当たっての考え方等	
サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況 ② サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持 ③ 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率	① 100% ② 7日以内 ③ 前年度以上	・全支部サービススタンダード100%を目標とし、平均所要日数7日以内を維持することで、協会事業計画のKPIを達成する。 ・全支部が電子申請を含む郵送化率を対前年度以上とすることで、協会事業計画のKPIを達成する。
レセプト点検の精度向上	① 協会のレセプト点検の査定率 ※査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽ の医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	① 前年度以上 ② 前年度以上	・全支部が対前年度以上とすることで、協会事業計画のKPIを達成する。
債権管理・回収と返納金 債権発生防止の強化	① 返納金債権（診療報酬返還金(不当請求)を除く。）の回収率	① 前年度以上	・全支部が対前年度以上とすることで、協会事業計画のKPIを達成する。

KPI一覧表

2. 戰略的保険者機能関係

具体的施策	KPI		設定に当たっての考え方等
健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率 ② 事業者健診データ取得率 ③ 被扶養者の特定健診実施率	① 60.1% ② 21.2% ③ 33.1%	・国が示す協会の令和11年度実施率70%を目標値とした第4期特定健康診査等実施計画に基づき、着実に実施者数を積み上げるとともに、当該計画の3年目（令和8年度）の目標値をKPIとする。
特定保健指導の実施率及び質の向上	① 被保険者の特定保健指導の実施率 ② 被扶養者の特定保健指導の実施率	① 38.5% ② 20.9%	・国が示す協会の令和11年度実施率35%を目標値とした第4期特定健康診査等実施計画に基づき、着実に実績評価者数を積み上げるとともに、当該計画の3年目（令和8年度）の目標値をKPIとする。
重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合 ※胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く	前年度以上	・受診勧奨対象者の約6割が新たに対象となる者であり、受診率の積上げが見込みづらいこと及び令和4年10月に開始したLDLコレステロール値に着目した受診勧奨によるKPIの推移が不明確であるため、第6期保険者機能強化アクションプランのKPI（令和8年度末）を対前年度以上と設定している。このため、3年目に当たる令和8年度のKPIは、引き続き協会全体として受診率の向上を図る観点から、令和7年度と同様に前年度以上とする。
コラボヘルスの推進	健康経営宣言事業所数	1,780事業所	・健康宣言事業所数について、支部ごとに乖離があることから、本部が示す支部ごとのKPIを踏まえ、支部ごとにKPIを設定する。
医療資源の適正使用	ジェネリック医薬品使用割合 ※医科、DPC、歯科、調剤を対象とする	① 前年度以上	・「現状維持」（適当な数字を設定）または「対前年度以上」と設定すること。
広報活動や「顔がみえる地域ネットワークを通じた加入者等の理解促進	① SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う。 ② 全被保険者に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者の割合を○○.○以上とする。 ③ 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする。	① 毎月2回以上 ② 58.4% ③ 前年度以上	①令和6年11月より全支部で使用開始。更なる情報提供を目指すことから、「月2回以上」に変更する。 ②支部ごとに前年度以上のKPIを設定。 ③委嘱事業所数は全支部が前年度以上とする。

KPI一覧表

3. 組織・運営体制関係

具体的施策	KPI	設定に当たっての考え方等
費用対効果を踏まえた コスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	15%以下 ・全支部を15%以下とすることで、協会全体のKPIを達成する。ただし、入札件数が6件以下の支部においては、1件でも一者応札案件が発生した時点で、15%を超えるため、令和8年度の入札件数の見込み件数が6件以下の場合においては、一者応札件数が1件以内であればKPI達成をしたこととする。

参考：令和6年度KPI及び結果（協会全体+東北6県）

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	協会全体				青森支部		岩手支部		宮城支部		秋田支部		山形支部		福島支部		
	KPI		結果	KPI	結果	KPI	結果	KPI	結果	KPI	結果	KPI	結果	KPI	結果	KPI	結果
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%とする	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	②現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする	95.6%	95.8%	94.6%	94.7%	95.5%	95.5%	96.2%	95.8%	92.2%	93.3%	96.4%	96.3%	97.2%	97.1%		
レセプト点検の精度向上	協会のレセプト点検の査定率について前年度以上とする	0.156%	0.131%	0.172%	0.151%	0.282%	0.252%	0.163%	0.166%	0.172%	0.106%	0.148%	0.165%	0.210%	0.323%		
	協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	8,472円	9,908円	5,209円	5,188円	9,971円	10,026円	5,608円	7,228円	9,604円	5,920円	7,887円	10,546円	11,261円	17,802円		
債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	①返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	63.35%	66.20%	82.69%	84.47%	88.72%	76.15%	79.43%	78.63%	88.63%	84.17%	87.86%	87.36%	81.35%	74.03%		
	②日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を対前年度以上とする	82.10%	81.36%	90.47%	89.33%	90.03%	87.18%	87.84%	87.39%	92.09%	91.25%	92.15%	90.79%	84.83%	83.31%		

2. 戰略的保険者機能関係

具体的施策	協会全体			青森支部		岩手支部		宮城支部		秋田支部		山形支部		福島支部	
	KPI		結果	KPI	結果	KPI	結果	KPI	結果	KPI	結果	KPI	結果	KPI	結果
特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	①生活習慣病予防健診受診率を61.7%以上とする	61.7%	58.4%	63.5%	58.2%	64.4%	61.6%	70.8%	68.6%	56.9%	53.2%	82.5%	80.5%	65.0%	62.5%
	②事業者健診データ取得率を8.8%以上とする	8.8%	7.2%	12.7%	12.4%	13.6%	11.3%	8.4%	5.1%	21.2%	19.2%	7.3%	6.4%	8.0%	7.9%
	③被扶養者の特定健診受診率を30.3%以上とする	30.3%	29.4%	30.7%	29.4%	29.8%	31.6%	35.8%	33.0%	31.1%	30.0%	42.7%	44.6%	29.8%	29.3%
特定保健指導の実施率及び質の向上	被保険者の特定保健指導の実施率を21.5%以上とする	21.5%	20.3%	28.3%	28.8%	25.0%	21.4%	27.5%	27.5%	38.5%	32.6%	30.3%	30.5%	31.2%	25.3%
	被扶養者の特定保健指導の実施率を18.1%以上とする	18.1%	17.1%	13.7%	16.1%	4.4%	6.2%	11.4%	11.0%	20.1%	10.3%	9.1%	9.3%	9.3%	9.5%
重症化予防対策の推進	健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対千年度以上にする	33.0%	33.9%	33.8%	34.6%	32.7%	32.6%	33.2%	33.4%	37.1%	38.0%	37.5%	36.1%	32.1%	32.0%
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を100,000事業所以上とする	100,000 事業所	105,343 事業所	2,050 事業所	1,979 事業所	1,830 事業所	2,046 事業所	2,680 事業所	2,885 事業所	1,740 事業所	1,753 事業所	1,720 事業所	1,798 事業所	2,220 事業所	2,182 事業所
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする	47支部	47支部	85.3%	90.5%	87.4%	91.9%	86.5%	90.9%	85.8%	90.6%	87.8%	91.6%	85.3%	90.8%
広報活動や「顔の見えるネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	全被保険者に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50%以上するとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする	50% 299,538 事業所	54.2% 328,886 事業所	52.3% 2,623 事業所	54.0% 2,651 事業所	55.8% 2,803 事業所	61.0% 3,743 事業所	55.5% 5,929 事業所	56.9% 6,168 事業所	58.1% 2,295 事業所	58.3% 2,334 事業所	63.2% 2,981 事業所	66.1% 3,701 事業所	53.0% 4,782 事業所	54.3% 5,212 事業所

3. 組織・運営体制関係

具体的施策	協会全体			青森支部		岩手支部		宮城支部		秋田支部		山形支部		福島支部	
	KPI		結果	前年度実績	結果	前年度実績	結果	前年度実績	結果	前年度実績	結果	前年度実績	結果	前年度実績	結果
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	15.0%	10.7%	0.0%	8.4%	0.0%	10.0%	7.2%	14.3%	12.5%	11.2%	0.0%	0.0%	7.2%	6.3%

【用語集】

○保険者機能強化アクションプラン

協会けんぽの中期計画（3年）のこと、令和6年度より第6期がスタートし、令和7年度は2年目となる。協会けんぽ自身の行動計画として位置づけられ、着実に実行していくことにより、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に実現していくものである。保険者機能には基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の二つの類型に大別できる。まず、基盤的保険者機能は、保険者として元々の基本的な業務・機能であり、レセプト（診療報酬明細書）や現金給付の審査・支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に、不正受給対策などによる医療費の適正化を通じて、協会けんぽの財政を含めた制度の維持可能性を確保する。もう一つの戦略的保険者機能は、近年特に保険者に求められている機能で、事業主等とも連携して、加入者の健康の維持・増進を図ること、地域の医療提供体制の在り方にも積極的に関与すること、効率的かつ無駄のないサービスが提供されるよう働きかけを行うこと等により、「○加入者の健康度の向上」、「○医療等の質や効率性の向上」、「○医療費等の適正化」を目指し、もって加入者・事業主の利益の実現を図ることを目的としている。

○データヘルス計画

レセプト（診療報酬明細書）データや特定健診等結果データを活用し、加入者の健康特性に応じて、P D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施する計画のこと。第1期の計画策定期間は平成27年度～平成29年度、第2期は平成30年度～令和5年度。令和6年度から第3期がスタートしている。

○医療提供体制

団塊の世代が後期高齢者となり、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題となっている。

○レセプト点検

医療機関等から送付されたレセプト（診療報酬明細書）に記載されている内容について、その請求点数が算定基準等に照らし誤りがないかどうかを審査・点検するもの。

○返納金債権

退職等により協会けんぽの資格が無くなった後、協会けんぽの保険証を使用して医療機関を受診してしまった場合に、被保険者へ医療費のうち協会けんぽが給付していた分を請求すること。

○保険者間調整

退職等により協会けんぽの資格が無くなった後で新たな保険資格が確認された場合に、被保険者の同意に基づき、旧保険者と新保険者の間で返納金の調整を行うこと。

○健康保険委員

協会けんぽが委嘱。事業に関する周知・広報、各種申請に関する相談、健康づくりや健診など各種事業の推進、モニター等が主な活動内容になる。加入者と協会けんぽのパイプ（橋渡し）役として重要な役割を担っている。

○インセンティブ制度

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果が上位となる支部については、報奨金によるインセンティブを付与するというもの。具体的には、特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。